

## 練馬区教育振興基本計画（素案）の概要について

### 1 計画策定の理由

練馬区教育委員会では、これまで、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」答申や練馬区基本構想、練馬区長期計画等に基づき、児童・生徒に「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育むため、魅力ある学校、学ぶことが楽しい学校づくりを目指して取組を推進してきた。

その間、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂など教育に関する制度が見直された。また、教育を取り巻く社会の環境が複雑化、多様化するとともに、平成23年3月の東日本大震災などを受けて、新たなニーズに対応できる学校のあり方が求められている。

これまで、練馬区教育委員会における取組については、総合的かつ一体的に計画したものがなかったことから、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにした「練馬区教育振興基本計画」を策定し、子供たちが夢や希望を持てる教育の実現を図ることとした。

### 2 計画の性格・位置付け

教育基本法第17条第2項に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「国の教育振興基本計画」および「東京都教育ビジョン（第2次）」を踏まえるとともに、「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画」その他区の関連する行政計画との整合・連携を図るものとする。

### 3 計画の期間

平成24年度からおおむね10年間とし、おおむね5年経過時点を目途に、必要な見直しを行う。

### 4 計画の対象・範囲

就学前の幼児と義務教育段階における区立小・中学校の児童・生徒を主な対象とする。

### 5 計画の概要図・・・別紙1

施策の体系図・・・別紙2